

特 定 営 業

松山市暴力団排除条例第 1 2 条第 2 項に規定する「特定営業」とは、以下の営業をいいます。

1 風俗営業

風営法（※）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業をいいます。

2 性風俗関連特殊営業

風営法第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業をいいます。

3 特定遊興飲食店営業

風営法第 2 条第 1 1 項に規定する特定遊興飲食店営業をいいます。

4 接客業務受託営業

風営法第 2 条第 1 3 項に規定する接客業務受託営業をいいます。

5 飲食店営業

設備を設けて客に飲食をさせる営業で食品衛生法（昭和 2 2 年法律第 2 3 3 号）第 5 2 条第 1 項の許可を受けて営むものをいいます。ただし、接待飲食等営業、店舗型性風俗特殊営業、特定遊興飲食店営業を除きます。

6 風俗案内営業

特定風俗営業（※）の情報提供などを行うための施設や設備を設け、その施設や設備で特定風俗営業の情報提供などを行う営業

7 客引き営業

道路などの公共の場所で、不特定の者に対し、上記 1～6 の営業に関して客引き、呼びかけ、ビラの配布などを行う営業

8 スカウト営業

道路などの公共の場所で、不特定の者に対し、上記 1～6 の営業に従事するように、又は写真や映像の被写体となる役務に従事するように勧誘する営業

※「風営法」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）をいいます。

※「特定風俗営業」とは、風営法第 2 条第 1 項第 1 号、第 6 項第 1 号から第 3 号まで、第 7 項第 1 号に掲げる営業をいいます。